

阿市農第2312-3号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年1月10日
阿蘇市長 佐藤 義興

市町村名 (市町村コード)	阿蘇市 (43214)
地域名 (地域内農業集落名)	波野 (滝水、中江、仁田水、山崎、小園、笹倉、立塚、中道、遊雀、大道、櫛木野、赤仁田、小地野、坂の上、横堀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

日陰地や狭小な道路など、耕作条件が悪い農地の受け手確保が困難な状況となっている。
雨量が多い気候条件の中、適地適作を前提に、担い手が確保できる条件整備が必要。
除草作業などの共同作業の負担が大きく、機械化等による省力化が望まれる。
施設園芸農家が多い集落では、農地の担い手の確保が今後の課題となっている。
地区全域において、キャベツ、白菜、ソバ、牧草に対して、イノシシやシカの被害が発生している。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

認定農業者と新規就農者へ農地の集約を進めるとともに、地区外からの入り作の受け入れによる農業者の確保を図る。
また、認定農業者や新規就農者を中心に、施設園芸や畜産などの高収益農産物の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,008 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,008 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
中心経営体である認定農業者と新規就農者へ農地の集約を進めるとともに、地区外からの入り作の受け入れによる農業者の確保を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理事業を活用し、担い手の経営意向を踏まえながら、段階的に農地の集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
担い手への集積や新たな担い手の確保に向け、基盤整備事業等による農地の条件改善に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 また、法人経営体を中心に、雇用による担い手確保に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ、JA阿蘇に作業の委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①個人による鳥獣被害防止対策のみならず、地域ぐるみでの効率的な対策に取り組む。
- ③スマート農機の導入を進め、農作業の省力化、効率化を図る。
- ⑦中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地や農道、水路等の保全に取り組む。